

都内火葬場 火葬料金一覧(島しょ除く)

(R6.9.5現在)  
(円)

火葬場	燃料種別	設置主体	火葬料金				
			都民・市民 組合内	都外・市外 組合外	減額 ・公費	区民 ・市民葬	上位 特別室
1 瑞江葬儀所	都市ガス	東京都	59,600	71,520	600	-	-
2 町屋斎場	都市ガス	東京博善 株式会社	90,000		39,000	59,600	295,000 160,000 123,000
3 四ツ木斎場	都市ガス						
4 落合斎場	都市ガス						
5 堀ノ内斎場	都市ガス						
6 桐ヶ谷斎場	都市ガス						
7 代々幡斎場	都市ガス						
8 戸田斎場	重油						
9 臨海斎場	都市ガス	臨海部広域斎場組合 (港区、品川区、目黒区、 大田区、世田谷区)	44,000	88,000	16,000	-	-
10 青梅市火葬場	灯油	青梅市	無料	80,000	-	-	-
11 瑞穂斎場	LPガス	瑞穂斎場組合 (瑞穂町、福生市、羽村市、 武蔵村山市、入間市)	無料	80,000	-	-	-
12 ひので斎場	灯油	秋川流域斎場組合 (あきる野市、日の出町、 檜原村、奥多摩町)	10,000	80,000	-	-	-
13 八王子斎場	都市ガス	八王子市	無料	80,000	-	-	-
14 日野市営火葬場	灯油	日野市	無料	80,000	-	-	-
15 南多摩斎場	灯油	南多摩斎場組合 (八王子市、町田市、 多摩市、稲城市、日野市)	無料	80,000	-	-	-
16 立川聖苑	都市ガス	立川・昭島・国立 聖苑組合 (立川市、昭島市、国立市)	無料	80,000	-	-	-
17 多磨葬祭場	都市ガス	株式会社日華	90,000		39,000	59,600	170,000 120,000
18 府中の森市民聖苑	都市ガス	府中市	無料	-	-	-	-

実際に各火葬場の火葬料を調べてみると、二三区の火葬料が他自治体と比較して高額なのが分かります。(保健医療局資料の表)

二〇二四年(R6)現在、都立瑞江葬儀所は都民が五万

近隣市の火葬場 火葬料金一覧

(火葬場ホームページより)

市	火葬場	火葬料金		備考
		市民	市外	
1 横浜市	久保山斎場、戸塚斎場 北部斎場、南部斎場	12,000	50,000	民営火葬場1件有(火葬料金:56,000) ⇒市民利用時の補助金:16,000
2 川崎市	かわさき北部斎苑 かわさき南部斎苑	6,750	60,000	
3 千葉市	千葉市斎場	6,000	60,000	
4 浦安市	浦安市斎場	10,000	70,000	
5 さいたま市	浦和斎場 大宮聖苑	7,000	56,000	
6 川口市	川口市めぐりの森	30,000	100,000	

一方、多摩地域の火葬場はほとんどが市営か複数の市町村による組合の運営で、ひので斎場の一万円を除きすべて無料です。例えば近隣市の火葬場もほぼ公営で、川口市の三万円を除き、横浜、川崎、千葉、浦安は市営で、一万二〇〇〇円以下と安価

# 東京の火葬料高騰と打開の提案



とや英津子  
(日本共産党東京都議会議員)

はじめに

人は生まれたら必ず亡くなります。昭和初期には土葬の件数が火葬の件数を上回っていたようですが、火葬の割合は増加を続け、二〇二三年には九九・九七%に上っています。現代の日本では、人が人生を終えた時、ほぼ必ず迎えるのが「火葬」です。火葬は都民誰もが等しくお金のあるなしにかかわらず受けられる必要性のある公共性の高いセレモノなのです。

ところが近年、東京、特に二三区では火葬料の高騰に悩む区民から相談がわが党に寄せられ、分割払いまでせざるを得ないなど深刻さを増し、マスコミも度々東京の火葬問

題を取り上げるようになりました。社会問題にもなっている「火葬料の高騰」を、どうしたら解決できるのか。

本稿では、東京の火葬についての歴史的な経緯も振り返り、火葬場が抱える課題と解決方法について日本共産党都議会議員団の取り組みを通して明らかにします。

## 東京二三区の火葬料について

東京の火葬場は多摩地域と二三区では状況が異なります。二三区は九カ所の火葬場がありますが、そのうち公営は都立葬儀場である瑞江葬儀所と、港区、大田区、目黒区、世田谷区、品川区が共同運営する臨海斎場の二カ所のみで、残り七カ所は民間火葬場です。

九六〇〇円、臨海斎場は設置に関わる五つの区の区民は四万四〇〇〇円、それ以外の地域の住民は都民・都外にかかわらず八万八〇〇〇円、民間事業者である東京博善が運営する六カ所の斎場は九万円、戸田葬祭場は八万円となっています。

な料金で火葬が行われています。

### 二三区の火葬場の特殊性

全国的に火葬場は、約九七%が公営（市区町村）で、自治体が管理・運営をおこない、東京多摩地域も市営、あるいは市町村が組合をつくり各地域で運営しており、民間斎場もありますが公営葬儀場がほとんどです。しかし東京二三区は民間火葬場が都民の火葬の多くを担っているのが現状です。

なぜ二三区は民間会社に都民の火葬を委ねているのか、この背景には東京の特殊な事情があります。

二三区の火葬場で最初に開設されたのは株式会社東京博善によるものでした。次に戸田葬祭場（板橋区舟渡）で、一九二七年（昭和二年）に開設されました。東京では公営火葬場より先に民間火葬場が開設し、公営火葬場は一九三八年によく都立瑞江葬儀場が、二〇〇四年に港区、品川区、目黒区、世田谷区、大田区の五区が共同で運営する臨海斎場と続きました。

「墓地・埋葬等に関する法律」（以下、墓理法）ができたのは一九四八年でした。この法律では公衆衛生や国民の宗教的感情への配慮、許可権限などを定めています。民間火葬場の料金の指導・監督についての規定はありません。その後一九六八年（昭和四三年）に国から都道府県に発出

二〇二一年に東京博善が火葬料を上げ始めたときの理由の一つが、公営火葬場である「瑞江葬儀所の都民外料金および臨海斎場の組織区外住民料金とのバランス」です。

#### ・東京都の責任は重大

二〇〇二年に七二〇〇円だった瑞江葬儀所の火葬料は、受益者負担だとして五万九六〇〇円まで、この二〇年間では八倍に引き上げられました。東京博善は、こうした都営の料金設定を口実にして、急激な引き上げを始めたのです。東京博善の急激な料金改定に対し、厚生労働省は二〇二一年一月二四日の事務連絡で「火葬場経営が利益追求の手段となつて、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないもの」と指導監督の徹底を求めています。

厚生労働省がこのような通知を出さざるを得ない事態であったということであり、東京都の責任は極めて重いといます。

#### ・区民葬からの撤退

昨年八月、東京二三区の火葬場の七割を担ってきた東京博善は今年三月までで「区民葬儀」（区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀）からの撤退を表明しました。これに合わせて火葬料を九万円から八万七〇〇〇円

された「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」では、「火葬場の経営主体については、…原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきた」「この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない」とされています。全国の葬儀場はこの法律に則り運営されており、法律自体が民間火葬場を想定していないのようになっていきます。

東京は明治期に公設より先に民間事業者が火葬事業を始め、火葬需要に应运ってきたという歴史があり、二三区に民間火葬場が多いのは、墓地埋葬法の規制を受ける前の創業であったという歴史があるのです。

#### 東京博善の問題について

##### ・値上げを繰り返してきた博善

二三区は歴史的な経緯もあり、火葬が極めて公益性の高い事業であるにもかかわらず料金高騰という課題をかかえることになりました。

東京二三区九カ所のうち六カ所の火葬場を運営している東京博善は、この間、値上げを繰り返してきました。二〇二〇年当時五万九〇〇〇円だった火葬料は三年半で一・五倍の九万円になっています。

に引き下げることも明らかにしています。

博善の動きに対し特別区長会は、区民葬の火葬料が現在大人が五万九六〇〇円のため、区民葬並みの料金で博善の火葬を利用できるように、差額分である二万七〇〇〇円を補助することを決めました。

しかし、これで問題が解決するわけではありません。今後も値上げが続く可能性があり、民間事業者の料金設定について法律に具体的な規定がないという根本問題への対応が必要です。

#### 法的制約について

二〇一二年（平成二四年）、墓理法に基づいて墓地・納骨堂・火葬場の指導監督権限が都道府県知事から区市へ全面的に委譲されました。

しかし、火葬料についてはもともと法の具体的規定はなく、博善の度重なる値上げに都民の困惑と怒りが広がって有効な対処ができない状況でした。

そこで特別区長会は一昨年、国に対し法整備を要望し、さらに東京都も昨年ようやく歩調を合わせるようになり、二〇二五年一月に両者による国への共同要請が行われました。現行の墓理法には、民間企業の料金についての指導に関わる具体的な規定はなく、区による指導の実効性についての区長会の懸念は当然のもので、そもそも、国は民



都立瑞江葬儀所が繰り返した値上げは、結局、東京博善の

間事業者が火葬場を運営することを法律で認めているので、その指導に必要な法整備も国の責任で行うべきと考えます。

しかし国は現行法で対応可能であるという立場を崩していません。昨年一〇月三十一日、厚生労働省が各自治体あてに出した通知でも、現行法を前提とした指導監督の徹底を自治体に求め、「必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして火葬場の経営・管理の向上が図られることが望ましい」とまで書いています。

また、日本共産党の山添拓参議院議員の質問主意書に対し、火葬料金に関する条例制定について「規制の具体的内容については、これにより一定の制限がなされることとなる営業の自由との関係で、必要性や合理性の面から慎重に検討されるべきもの」と答弁しています。国の姿勢は、このような課題があるという認識を持つていながら対応の責任を自治体に押し付けるものです。こうした姿勢を改め、国の責任で法改正を行うべきです。

同時に、都としても独自の条例制定について検討するべきです。

### 都議会での動き

都議会でも多くの党派が代表質問や一般質問で火葬場問題を取り上げています。日本共産党の里吉ゆみ都議は、区

### 火葬料ゼロ円条例提案

前述したように瑞江葬儀所の火葬料は、石原都政時代に火葬の公益性・公共性の大義を投げ捨てて受益者負担に走り、値上げが続けられてきました。二〇〇二年に七二〇〇円だったものが、受益者負担だとして現在、都民は五万九六〇〇円まで、この二〇年間で八倍に引き上げられました。

た。その背景には、第二次都庁改革アクションプランなどでいわゆる「行革」を進め、さらに瑞江葬儀所を所在地である江戸川区に譲り渡す検討がなされてきたという問題があります。

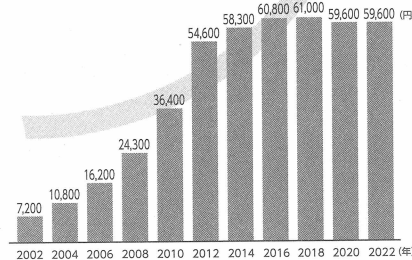
都立瑞江葬儀所が繰り返した値上げは、結局、東京博善の

### Point

2021年に東京博善は、引き上げられた瑞江葬儀所の都外料金を根拠に火葬料の値上げを行っています。

瑞江葬儀所の火葬料

20年間で  
**6万円値上げ**



火葬料ゼロ円条例

の指導を適切に行えますように、区と連携しまして、法改正等を国に要望いたします。また、実態を精緻に把握した上で、火葬能力の強化に向けた取組を検討いたします。」と答弁しました。

都民の関心の高まりと都議会での論戦もあり、東京都は都内の葬儀場の実態調査に乗り出すこととなります。

火葬料引き上げに口実を与えることになったことから、事態を根本的に転換する必要があります。

日本共産党都議団は東京の火葬料高騰問題の解決のために、二〇二五年第四回定例会で、都立瑞江葬儀所の火葬料を無料にする条例を提案しました。

### 【共産党の条例改正案の特徴】

- ・火葬料について、都民は現在の五万九六〇〇円を無料に。それ以外は現在の七万一千五百円を五万九六〇〇円に。
- ・棺保管料は現在、都民が八二〇〇円、それ以外が九八五〇円のところ、いずれも二〇〇〇円に。
- ・控室料が現在、都民が一万二〇〇円、それ以外が一万二千四〇〇円のところ、いずれも無料に。

火葬は、都民誰もが等しく、お金のあるなしに関わらず受けられる必要があるため、火葬料について「受益者負担」の考え方をやめ、都民は無料とします。都民以外は、原価計算とされる現在の都民料金を適用。

棺保管料、控室料は多摩地域の公営火葬場の料金を参考にしました。

条例改正案は、都がこれまでの姿勢を転換し、民間火葬場の火葬料問題への対応に主導的役割を發揮するという明確な姿勢・メッセージを打ち出す絶好の機会になると確信します。



火葬料金0円条例についての記者会見を行う筆者ら（2025年12月4日）

る「多摩・島しょ地域における火葬場の需給及び運営に関する調査研究報告書」（二〇一五年三月）が参考になります。特に注目すべき点として、第一に、災害時対応のシミュレーションを行う

ち日数、希望時間、式のゆとり、季節性、距離など、考えるべき要素は多いものの、できるだけ精緻な調査・積み上げを行い、知恵を出して、都立を含め公営火葬場の増設にとりくむべきです。

この点で、公益財団法人「東京市町村自治調査会」によ

## 火葬に「受益者負担」を持ち込むのは誤り

誰もが一生のうちにほぼ必ず通る火葬の性格を考えれば、お金のあるなしでサービスを受けられるか否かが決まる「受益者負担」の考え方は、根本的になじまない、不適切なものです。

日本共産党の山添拓参議院議員の質問主意書で「火葬を行うことによる『受益者』を誰と考えているか」という質問に対し、国は火葬は「『公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われる』必要がある」と答弁しました。また、日本共産党が昨年一〇月一七日に行ったヒアリングの際には厚生労働省の担当者は「火葬が滞りなく行われることは広く国民の利益になる」と述べ、日本共産党の都議が、火葬の受益者は広く国民ということかと確認したのに対し「そうです」と答えました。

しかし、同年一月一八日の環境・建設委員会の私の質疑で、「国は、火葬の受益者は国民全体との見解を示しているが、都も同じ考えか」という質問に、建設局は「都立瑞江葬儀所を利用する方を受益者としている」と答弁しました。これは全く間違った考え方です。

多摩地域の公営火葬場の火葬料は軒並み無料か、一万円です。八王子市は「受益者負担の適正化に関する基本方針」（二〇一七年三月策定、二〇二四年六月改訂）で、「公

の施設は、住民福祉の増進を目的とし、市民の誰もが利用する機会を有しているため、全ての経費を利用者の負担とすることは適当ではないと考えます。」として、「斎場（火葬室）」の「受益者負担割合」を「大半の市民が必要とし、民間では提供が困難な施設〇％」に整理し、実施しています。

また私たちが行った公営火葬場への聞き取りでは、「火葬料は、どうしても必ず、一生に一度は通るので、組織市にそれぞれの負担金を負担してもらっている」といった声も寄せられました。都もこうした考え方に立つべきです。

## 都立含め公営火葬場の増設を

都の推計では、今後二〇三〇年をピークに都内人口は緩やかに減少していくものの、その後も死亡者数が増加を続けることは明らかです。

都議団は都立を含め公営火葬場の増設を求めています。一月一八日の厚生委員会の米倉春奈都議（日本共産党）の質疑で、「火葬の需要が増えることははっきりしています。都立の火葬場を増やすことや、区市町村から火葬場新設の相談があった際には、都有地の提供などについて、親身に対応することが必要ですが、いかがですか」という質問に、保健医療局は「適切に対応してまいります」と答弁しました。「多死社会」の到来は確実視されています。待

ており、この点からも、火葬場のキャパシティには一定の余裕が求められることを明らかにしており、火葬場の増設を検討する上で、災害時の対応も考慮すべきです。また第二に、多摩地域でも民間の火葬場に依存している地域が少なからずあることが明らかにされています。こうしたことから、多摩地域に都立火葬場をつくることも選択肢の一つとするなど、多摩地域を含めた火葬能力の基盤強化を進めていくべきと考えます。

## さつそく都が動く

党都議団の条例提案は都にとって大きなインパクトになりました。

この間、都議団は代表質問や一般質問で火葬料の引き下げを求めるとともに、昨年第一回定例会では原純子前都議が、都として火葬のあり方に関する検討会を設置し、火葬料の基準を示すことを求めています。こうした都議団の取り組みが都を動かし、二〇二六年度予算案で火葬についての「検討会」設置のための予算が計上されました。また、現在改修工事中の瑞江葬儀所は通常改修費用分が施設使用料に上乘せられ、料金が値上げになることは必至でした。しかし、都は値上げをしないことを表明したのです。

今後とも都立火葬所が公的役割を果たせるよう引き続き力をつくします。

（とや・えつこ）